

日本国内のブラジル人に対する支援と共生

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 二宮, 正人 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/705

日本国内のブラジル人に対する支援と共生

二宮 正人

皆さん、こんにちは。

ただいまご紹介いただきました、サンパウロ大学の二宮でございます。

日本で生まれて五歳の時に両親とともにブラジルに移住しました。以来、六三年が経過しましたが、そのうち約一〇年間は留学生として日本に住み、最近では一年のうち三分の一をこちらで過ごしていますので、ブラジルに住んでいるのは正味五〇年ほどです。

日本人が初めてブラジルへ移民として行ったのは、一九〇八年（明治四一年）のことでした。それ以来戦前に約一九万人、私が家族とともに移住した時期は、戦後の日本がとても苦しい時期で、一九七三年ごろまでに約六万人で、全部で約二五万人の日本人がブラジルに渡りました。現在は日本国籍を有する一世からブラジル国籍のみの六世まで日系人の範疇が広がっています。

一九七〇年代以降は人種間結婚、すなわち日系人以外の人種の方々との婚姻も多くなり、ブラジル在住の日系人は現在約一九〇万人といわれていますが、日系と非日系の混血者を入れれば約三〇〇万人に達するのでは

ないかという説を唱える研究者も出てきています。ブラジルの人口は約二億人ですから、日系人の割合は約一%プラス、マイナスといったところです。私が住んでいるのはサンパウロ州の州都であるサンパウロ市です。州の面積は日本よりやや小さいのですが、州の人口の約四〇〇〇万人のうち、約一〇〇万が日系人だとされていて、これが海外最大の日系人集団と言われている所以です。

さて、ブラジルでは日本から一世の方々が移住して現在では六世まで広がっていると申し上げましたが、一九八〇年代の半ばごろから、二世、三世の方々日本に就労に来るといふ現象が生じました。彼らは東海地方の愛知、静岡、岐阜、三重、滋賀といった各県にある自動車産業やその部品産業を中心に非熟練労働者として日本に働きに来ています。彼らは彼ら自身のことをデカセギと呼んでおります。私はその単語は日本ではあまりイメージが良くないという理由で止めたのですが、彼らは一言で自分たちのステータスを理解してもらえということ、自らをデカセギと呼び始め、現在ではその単語はブラジルで権威ある複数のポルトガル語辞書にも *decassegui* として掲載されるようになりました。

今一つの地域は北関東です。群馬、栃木、茨城、長野の各県及び首都圏です。東京都内には数千人ですが、上記の各県を始め、千葉、神奈川にも多くのブラジル人が居住しています。二〇〇七年二月現在の入管統計によると、約三一万七千人のブラジル国籍者が日本に居住していました。但し、二〇〇八年にリーマンショックと呼ばれた金融危機が世界的なレベルで生じ、企業の業績が悪化し、失業者が増加しました。例えば、米国では中産階級以上の人々は毎年のように車を買って換えていたのに、それができなくなり、日本から自動車の輸出が減少しました。日本で働いていたブラジル人たちは多くの場合、自動車の部品メーカーに正社員としてではなく、派遣社員や契約社員として働いていました。生産が減少したため、雇用契約が更新されなかった等

の理由で失業して、多くが帰国しました。大部分の人々は自費で戻りましたが、約二万人は日本政府が一定の条件、すなわち向こう三年間は「定住者」として再訪日できない（実際には四年半）等の下に旅費を負担して帰国しました。その結果、日本におけるブラジル人の数は約一七万人に減少し、二〇〇七年一二月末現在の半分以下になりました。

では、なぜ、これだけの人々が一九八〇年代後半に日本に来たかといいますと、当時は「バブル景気」といって、景気が過熱し、不動産があればそれを担保にして銀行が次々に融資枠を広げた時代でした。製造業も資金が潤沢となり、生産も活発化しましたが、労働市場は人手不足でした。その理由としては、若者たちが工場での「キツイ、キタナイ、キケン」といった、いわゆる三Kの労働を敬遠しはじめました。かといって、そういう仕事も世の中では不可欠です。たとえば、自動車産業の部品の生産はどうしても必要です。

でも、日本に労働者がいなければ、国外から労働者を雇用すればよいか、というと、そう簡単ではありません。日本の法律は非熟練労働者を外国から入れることは当時も今も、厳しく制限しています。日本で働くことができるのは、ある一定の高度な能力を持った人だけです。大学や大学院の学位を有していて、ITや医療、法律、通訳等の専門家であったり、あるいは芸能人や料理人等の高度の能力を持った人は、雇用先が確定していて、一定の審査を経れば、許可を得ることが出来ます。しかし、この規定は単純労働に従事する人々には適用されません。

その法律は「出入国管理及び難民認定法」（以下、単に入管法と呼ぶ）と言って、そこにいろいろな規定があります。例えば観光客として入国した外国人は日本で働いて収入を得ることはできません。しかし、巷を見渡してみても、コンビニやレストランで働いている方々で日本語がうまく通じなかったり、回答の内容がおかし

く、時間がかかったりすることが頻繁に起こっています。驚いて、その人の顔をよく見ると、日本人ではなく、アジアを中心とした外国人だったりします。それは「技能研修」、日本語等を習得するための「就学生」やアルバイトの許可をもらった「留学生」として入国している人々です。これは日本で三年から五年の間、研修生として働き、こちらで学んだ技能を出身国へ移転させることを目的としたものです。この制度が始まってから二〇年以上になりますが、最近までは悪質な雇用主や企業がそれら研修生を安い給料で使っていたという批判もありました。現在では、それをふまえて、地域別の最低給料を支払うことになっていますが、企業側からはせっかく仕事を覚えた頃、帰国してしまうことから、長期的な戦力にならないという不満も生じています。

日本に居住している外国人ですが、私が日本に留学していた一九七〇年代には朝鮮半島や台湾出身の方々が圧倒的多数でした。その理由は歴史的な経緯によるもので、特別に永住を認められ、在日の方々はすでに四世、五世の時代になっています。また、国交回復後には中国の方々も増え、一〇年前まで三番目の外国人グループはブラジル人でした。しかし、ブラジル人の多くは二〇〇八年のリーマン・ショックのために失業者が続出して帰国したことから、一七万人台まで減少しました。ブラジル人がいなくなった空白を埋めたのがベトナムやフィリピンから来た技能研修生でした。現在では中国籍者がトップを占め、朝鮮半島の方々が二番目で、三番目がフィリピン、四番目がベトナムで、二〇一六年以降、ブラジルは五番目となっています。

先ほど入管法についてふれましたが、それはどこの国にでもある法律で、外国人の入国を規制する、あるいは日本人が国外に出ることを規制する法律です。これは戦後まもなく公布された法律で、その後も何度も改正されています。重要な改正として挙げられるのは一九八九年のもので、一九九〇年六月に発効しました。この

改正によれば、すなわち両親が日本人の場合は日本人の配偶者等となり、祖父母のいずれかが日本人である者は日系人として、あるいはそのような人と結婚している非日系人の方々は「定住者」という地位が認められて訪日することができるようになりました。これは、留学、就学、就労ということではなく、日本と血統的、あるいは婚姻による絆により滞在中の活動について何の制限もない、とい主旨の地位を与えた法律です。

これによってブラジル人のみならず、戦後の日本が国力の回復を目指して努力していたところに、国策の一環として中南米諸国に移住した人々の子孫が日本に働きに来れるようになったのです。日本に来た中南米日系人及びその配偶者たちで一番の人数はブラジルでしたが、その次に多かったのはペルーの人々でした。ブラジル人が三〇万人以上だったころ、在日ペルー人は約六万人でした。リーマン・ショックの影響でブラジル人が半分以下に減少したのに対し、ペルー人の減少はせいぜい一万人程度でした。ペルーの方々になぜ帰らなかったかと聞くと、本国の状況から見て、帰っても仕方なく、日本にいた方がよいので帰らない、という答えが返ってきました。

二〇〇八年以降、各地の在日ブラジル人の方々から、帰国したほうが良いのか、それとも日本に残ったほうが良いのか、という問い合わせが何度もありましたが、ブラジルの実情を説明し、何とかして日本に踏みとどまるよう説得しましたが、当時のブラジル政府の言い分は、長年の不況から脱して、経済成長の道を歩み始めているというものでした。今日ではそれは汚職、収賄を粉飾するための欺瞞であつたことが判明しています。その頃は日本に職がない以上、帰国はやむを得ず、ブラジルへ戻れば何とかなる、と思い込んでいました。日本語などの一定の能力を有する者であればともかく、日本に数年あるいは十数年暮らしていて、ブラジルにおける労働状況や技術発展に関する知識を有していなかった者にとって、祖国の現状は必ずしも期待通り

ではありませんでした。

確かに日本で職を失い、失業保険をもらいながらハローワークに通っても、新たな職が得られなかったの
で、祖国ブラジルでの好景氣の話聞いて戻った人々が大多数でした。しかし、祖国の現状に失望して、や
はり日本のほうが良いと考えて戻ろうとしても、日本政府の支援を受けて帰国した者に対しては上記のごとく
一定期間は「定住者」のビザが取得できず、また自費で帰国した者にとっても、再度日本で職を探そうとして
も、日本語の能力の不足がたたって、簡単ではなかったことも事実です。日本が景氣の低迷状態から脱するこ
とが出来たのは、二〇一四年ごろからであって、現在ではまた人手不足の現象が見られるようになりました。
現在では東京などでは有効求人倍率が二倍を越すなど、売り手市場になってきています。これにもなつて在
日ブラジル人の数も増え始めており、二〇一六年一二月末現在で約一八万人になったという最近の統計発表も
ありました。ただし、以前のように三〇万人を越す状況になることは難しいと思います。

ところで、一九八〇年代後半から現在に至る日本及び日本人は外国人を数多く受け入れる準備ができていた
のでしょうか。この質問に対する回答は残念ながらノーです。

先ほど池田先生のご挨拶のなかに共存、共生という言葉がありました。今、日本では「多文化共生」という
言葉が流行っていますが、これは日本において異なる文化を持った人たちが日本の人々と共に生活していこう
という意味ですが、三〇年前の日本では東京、大阪、名古屋、横浜といった大都市はともかく、ブラジル人や
ペルー人の多くが住み始めた東海地方や北関東の地方都市では、外国人を見るのは初めてということではな
かったにせよ、多文化共生や国際化、グローバル化と言ったことは無縁の人々が多かったのです。
また、同じ風貌をしていても日本語が話せない人々の存在は想像出来なかったことでした。

しかし、現実の問題として、ある日突如として、そういう人々が家族連れで隣人として生活することになったのです。家族連れですから、当然子どもがいるわけで、学齢期になれば学校に通う必要も出てきました。私事になって恐縮ですが、五歳でブラジルに移住した私も七歳でサンパウロの公立学校の一年生に入学したのですが、最初の授業で先生が何を言っているのか、一言も理解できず。先生を困らせたことを六〇年以上経った今でもはっきりと覚えています。そのような経験を在日ブラジル人の子どもたちも繰り返したわけです。しかし、六歳、七歳の子どもは、その状況に馴染むのが早いし、また、同学年の日本人の子どもたちも学校に入る前に保育園や幼稚園に通っていても、それほど大きな差があるわけではなく、日本語もさほど難しいことを知っているわけではありません。そういう年齢で連れて来られた子ども達は状況の変化に馴染むのが比較的早かったと思います。しかし、高学年になればなるほど、言葉がわからなければ、授業についていくのが困難であったことは想像に難くありません。一〇歳前後を分水嶺として、それ以降に日本に来た子どもたちは言葉が出来ないことから、授業が理解できずに苦勞し、果ては学校が面白くなくて不登校になり、そこから非行に走った例も数多くあります。二〇〇二年ごろでしたか、久里浜少年院に収容されている約三〇名の外国人少年のうち、九〇%がブラジル国籍であることを知り、状況を調査に行き、非行の内容は万引きから窃盗、強盗、傷害、殺人、覚せい剤等を含めて、あらゆる分野にわたっていたことに驚きました。

日本国憲法は日本国民については教育を義務としているものの、外国人については適用されず、希望すれば小中学校の入学は可能であっても、学校へ行くことを強制することはありません。憲法の解釈については、あまり深入りしませんが、子どもの国籍によっては、日本の教育を義務とする場合に問題が生じることに考慮せざるを得ません。

皆さんはイジメという言葉をご存知だとおもいますが、ブラジルから来た子どもの多くが日本の学校でイジメにあったことが問題となりました。私自身、ブラジルに移住した当初から学校に通いましたが、他の子どもたちからイジメられたことはありません。それは、ブラジルが独立当初から多民族国家として形成されたからです。同じ移民国家でも米国にはイジメや差別がありました。一九二四年の排日移民法はあまりにも有名ですが、一六世紀以降イギリスから清教徒をはじめ、多くの人々が新天地を求めて移住しました。その次はアイルランドやスコットランドからも行きましたが、同じ白人で、英語を喋っていても、元からいた英国人から必ずしも同等には扱ってもらえなかったことです。アフリカ系の人々に対する差別は何十万人もの戦死者を出した南北戦争を引き起こしたのみならず、南部の州における人種差別が一九六〇年代まで継続し、黒人の子どもが白人の学校に通うために連邦軍が出動して保護したエピソードは未だに記憶に残っています。同じ白人でも、イタリア人も当初はイジメられたことから、同胞のみでCOSA NOSTRAを組織して対抗しました。マフィアと言ったほうがわかりやすいかもしれませんが、これは犯罪組織になってしまいましたが、当初はイジメに対抗するものでした。その次には、さまざまな国籍のユダヤ人が入って来ました。現在ではキリストを磔にした罪をユダヤ人のせいにするのではなくりましたが、一九世紀や二〇世紀の半ばまでは、そういった理由でイジメられました。ユダヤ人に対する究極的なイジメはナチス・ドイツのヒトラーの例を見ればよく判ると思います。どこの国においても程度の差はあっても、多かれ少なかれイジメが存在します。ブラジルにおいてさえも一九五一年に人種差別禁止法が公布されたほどですから、黒人に対する差別があったことは否めませんが、日本人、日系人が異なる容貌ゆえに笑い話の対象となったりしたことはあっても、戦中、戦後の一時期を除いて、イジメにあったことはありません。

しかし、日本において在日ブラジル人の子どもたちは、かなりのイジメを受けました。たとえば、日本人と同じ名前と同じ顔つきをしているのに日本語が話せなかった際に顕著でした。彼らはブラジルで育ったのですから、必ずしも家庭で日本語を話していたわけではないので、日本語が話せないのは当然といえば当然ですが、子ども達の世界ではそのようなことは通用しません。また、日系人であっても混血者の場合は、髪の色が違ったりします。染めているのではないかと学校から追求された事例もありました。あるいは、ブラジルでは女の子が生まれると、一週間以内に耳たぶに穴を開けてピアスを付ける習慣があります。ブラジルではまったく普通のことと、本人は成長の過程でピアスは自分の体の一部だと思っています。ところが、日本の小学校に入学すると、ピアスは校則に反するので、ただちに外せと言われます。本人は子どもですし、なんで外さないといけないのかわからず、家に帰って親に泣いて訴えるのですが、学校の規則だから仕方がないことで、これをイジメとは言えません。ただし、これは単なる事例のひとつで、日本が国際化や多文化共生を唱える割には、外国人を受け入れる準備が出来ていなかったことは事実です。日本語を理解できない子どもたちのために国際学級が設置されたり、そのために加配教員が派遣されたりするのは若干の時間が経過した後のことでした。二一世紀に入つてようやく実現してきましたが、当初は未だ閉鎖性が目立ったことは否めません。

日本の学校にブラジル人の子どもが馴染めないということで、自然発生的に在日ブラジル人学校が北関東や東海地方で開校しました。ブラジルから進出した一校を除いて、ブラジル人就労者の中から、教師の資格を持った者がブラジル人の子どもの必要に応じて学校を設立していったのです。日本の自治体からは各種学校の認定を受けられず、従つて補助金もないことから、その分だけ月謝も高いという批判もありましたが、最盛期には一〇〇校以上がブラジルのカリキュラムで教育を行っていました。ブラジル政府は、その実態を重視

して、教育省から視学官を派遣し、最終的には半数ほどがブラジル政府に認定されました。すなわち、それらの学校を出ていればブラジルに戻ったときに、同じ学年あるいは、その次の学年に入学できるというものでした。私たちはそれで良いと思っていましたが、二〇〇八年に一齐にブラジル人が帰国した際に、帰って来た子どもたちの学力が必ずしも期待していたものではなかったことに驚かされました。在日ブラジル人学校でブラジルのカリキュラムに従って学習していたにもかかわらず、ブラジルに戻ってから学校の授業に付いていけない、という現象が生じていました。とくにポルトガル語の作文を書かせると、文法等を無視して、話し言葉をそのまま書き写しているような状態でした。しかし、多くの若者は一学年下に編入されたり、日本で高校卒業の資格を有していた場合には予備校に通ったりして学力をつけ、ブラジルの公立、私立の大学に入学し、卒業している者も増えてきています。

ブラジルでは最近そのような大学生のために奨学金が設立され、現在二五名に対して毎月最低給料一か月分を支給しています。昨年末には数名が卒業して社会人になりました。また、逆に日本では、日本の学校制度にのっとって小学校、中学校、高等学校や専門学校に入学したり、大学に推薦入学あるいは日本人学生と同じ試験を受けて入学して卒業するブラジル人も増えてきています。中には有名国公私立大学を卒業して、電通やスズキといった上場企業に総合職として採用されるケースも見られるようになりました。また公務員に採用される者もいますし、さらに言えば、八歳で来日し、名古屋大学及び同ロースクールを卒業して、初回の試みで史上初めて司法試験に合格したブラジル国籍者が出たことは誠に嬉しいニュースでした。日本でもブラジル国籍者に限らず、これら中南米日系人子弟の大学進学者に対する奨学金があれば、どれほど励みになるかわかりません。本件はこれまでも政府当局に可能性を打診して参りました。是非実現して欲しいと思います。

ただし、在日ブラジル人子弟のなかで高等教育まで受けられる者の数は僅かであって、圧倒的多数は中学卒業程度で親に習って就職してしまうとのことです。子弟の教育は親の責任ですが、かつて就労者の両親に連れられて日本に来た子どもたちが日本できちんとした教育を受けないまま成長し、現在子どもたちの親になっていることから、必ずしも教育に熱心ではない、とも言われています。この状態が繰り返されることは望ましくありません。日本では、きちんとした教育を受けて、それなりの就職をしないと、いつまでもデカセギの域を出られません。また、初等教育レベルでも、日本語を理解しないため、多くの子どもたちが自閉症、発達障害やそれに類似した問題を抱えているように診断され、養護学級などへ回されるケースが多いとのことです。日本では一度そのような扱いを受けると、その後普通の学校へ行けなくなるそうで、それに対する憂慮の声も上がってきています。

先ほども申し上げましたが、子どもの教育については、親の意識が大きく影響しています。ブラジルへ移住した初期の日本人は、封建時代からの寺子屋の伝統や明治に入ってから教育勅語に基づく義務教育のことが念頭にあり、いつの日か日本に戻った際に、子弟が教育を受けていないのは恥ずかしいと考え、開拓の初期においても、住居はさておいて、共同作業で学校を立ち上げたという記録が残っています。それが日本語による、日本人のための教育だったとしても、後にその建物に州政府から教員が派遣され、ブラジルと日本の教育がそれぞれ受けられるようになっていったのです。そのようにして、移民の子弟は、全員ではなかったにせよ、都会に出ることが出来た者は苦学をしながら上級学校へ行くことができました。それは、ブラジルの公立学校が当時から現在に至るまで無料で、本人の努力次第で大学に行くことができたからでした。サンパウロ大学は一九三四年に設立された大学ですが、その前から法、医、工、農学といった国立単科大学が存在していま

した。それらが新設の文理大学と共に総合大学としてスタートしましたが、その際の学生名簿を見ると、すでに日系人の名前が一桁であっても見ることが出来たことは、移住が僅か二五年前に始まったことを考慮すると大変な努力だったと思います。二〇一八年は日本人ブラジル移住一一〇周年の記念すべき年ですが、日系人はあらゆる職業に進出しています。

話は変わりますが、私が日本に留学していた一九七〇年代の日伯関係は蜜月時代でした。一九七六年にはガイズェル大統領が現職として初めて訪日し、三〇億ドルに上る経済案件が官民でまとめられました。また、二年後の一九七八年には移民七〇周年ということで、皇太子殿下同妃殿下が昭和天皇の名代としてブラジルを訪問されました。しかし、一九八〇年代に入ってから一二〇〇億ドルの対外債務の支払いが出来なくなり、債務の再交渉を行う必要が生じ、約一〇年間にわたって、債権銀行団とはニューヨークで、債権国とはパリで、いわゆる債務のリスケ交渉を行いました。その間、インフレも悪化し、一九九四年のレアル・プランによって鎮静化する直前には年間二〇〇〇パーセントという数字に達し、国家財政も国民の生活も最悪の状態を経験しました。一九九〇年に就任したコロール大統領がインフレ撲滅を目的として政權スタートの当日に法人・個人のすべての預金封鎖を行ったため、多くのブラジル人がそれに耐えられず、外国における生活の道を求めるようになりました。日本へのデカセギ現象もそれによって拍車がかかったわけですが、米国、ヨーロッパ各国、南米の近隣諸国へとブラジル人が出て行き、今日では在外ブラジル人は約三〇〇万人とも言われています。

国家経済の緊迫化によって不要不急とされた多くの在外公館の多くも閉鎖に追い込まれました。ブラジルはかつて在京大使館のほか、貿易や移住受け入れのため、横浜と神戸に当初は領事館、最後は副領事館を設けていましたが、両者を閉鎖して在京大使館の一隅に領事部を設けて対応し始めました。その直後に、就労を目的

としたブラジル人の訪日が始まり、大使館の領事部では対応できず、五反田に総領事館を開設し、次に名古屋、最終的には浜松にも総領事館を開設して現在にいたっています。領事館は当該国の企業や自然人のために必要な面もありますが、自国民のさまざまなニーズに対応するためには不可欠です。例えば、子どもが生まれると出生届を行い、人が死亡すると、それに関わるさまざまな証明書が必要となります。国のサイズが異なるので、一概に比較は出来ませんが、日本はブラジル国内にブラジリアの大使館をはじめとして、総領事館、領事事務所を七か所に設けて、そういった日本国籍者のための事務手続きや訪日を希望するブラジル人のビザ発行業務を行っています。ビザといえば、両国の国民の往來を簡素化するための査免協定を両国が締結することが急務だと考えていますが、なかなか実現しません。二〇一六年夏のブラジルにおける五輪開催時に、ブラジル政府は日本を始めとする数か国の国民に対して三か月間に限定してビザの取得を免除しました。両国は、現在短期査証の有効期限を三年間としました。これは近い将来の査免協定につながるものと期待されています。

今ひとつの問題は労働法や社会保険に関する法律の適用です。日本で働く者にとって大事なことは、法律では従業員が五人以上いる会社は社会保険に加入させなければならない、という規定があります。現在ではこのルールはかなり徹底されてきましたが、最初の一〇年ないし一五年はそうではありませんでした。ブラジル人の多くは、いわゆるデカセギとして働きに来ていて、三年から五年間一所懸命に働いて、何百万円かのお金を稼いで帰国しようとする人々です。この行動は、戦前にブラジルに移住した日本人の態度とよく似ています。ブラジルに永住した以上は、ブラジル社会に根をおろして、ブラジル国のよき市民になろうと考えた日本人はあまり多くありませんでした。日本人のみで集団地をつくり、結婚も原則として日本人同士、子どもたちには日本語を教え、多くの移民はポルトガル語を学ぼうとしませんでした。数年間一生懸命に働いて、貯金をして

故郷に錦を飾りたかったのですが、そう簡単ではなく、病気になったり、子どもが生まれたり、家族の誰かが亡くなったりして、その願望を達成できた戦前の日本人移民はほんの一握りの人々のみでした。

日本における社会保険は、ブラジル人就労者にも適用され、毎月給料の数パーセントが雇用主と就労者双方から差し引いて積み立てられ、二五年後に受給資格が得られることになるのですが、それ以前に帰国するので、掛け捨てになる社会保険には関心がない、と言って加入しない人々が圧倒的多数でした。それで得をしたのは雇用主のほうでした。雇用主としての数パーセントを払わなくてもよいのですから、本人が社会保険に入りにくいなら、それでよいことになっていました。しかし、彼らの滞在が五年、一〇年、一五年と長期化していくうちに老後の心配が生じ始めました。それを解決しなければならなかったのですが、保険というものは掛け金を払い込んでいき、最後に年金をもらうことになるので、払わなかった者の救済は出来ない、というのが日本の社会保険庁の言い分で、それはそれで理にかなったものでした。しかし、何とかしなければ、ということと二〇〇五年にブラジル大統領が訪日した際、首脳会談時に当時の小泉総理に話を持ちかけるように根回しをしました。その結果、年金協定の締結に向けて政府間交渉が始まりました。これには七年の歳月がかかり、ようやく締結されたのは二〇一二年のことでした。日伯年金協定が締結され、批准され、双方の法律として施行されたのですが、これまで未加入の人たちを救済する経過措置は設けられませんでした。私はブラジル側の交渉団に数回にわたって参加し、訪伯した日本政府の代表団にも申し入れを行いました。両者の意見は一致していて、カラ期間を設けることによって、後から年金を払いこむ制度の運営は複雑な計算を行うことが非常に難しくなるので、それはできないということとで、結局実現しませんでした。二〇一七年は年金協定が締結されて五年目ですので、見直しが行なわれることになりましたが、実現は困難ではないかと思われまう。年金協

定によって、かつてブラジルに勤務した日本企業の駐在員がブラジルの社会保険庁から若干の金額が定期的に送金されるようになったことは、今では企業を退職して年金生活者となっている皆さんには喜ばしいことでした。（註一 日本では、二〇一七年以降一〇年間の払い込みで年金が受給できるようになりました。）

先ほど在日ブラジル人少年の非行についてふれましたが、大人の犯罪も増えており、現在日本の刑務所で服役しているブラジル人が二七〇名ほどいるそうです。ブラジル人の犯罪者が多いのは、我々にとって非常に悲しいことですし、恥ずかしいことでもあります。なぜなら、ブラジルに移住した日本人は、数多くの国の移住者の中で、警察に逮捕されたり、刑務所に収監された人数が最も少なかったとも言われています。二〇一六年二月には両国間で受刑者移送条約が締結されました。日本の刑務所で服役しているブラジル人で希望者を帰国させて、ブラジルの刑務所で残りの刑期を終えさせようというものです。上記服役者の中で希望者を募ったところ、約一〇〇名が送還を希望したそうです。日本の刑務所は規則が厳しく、独房に入っていることも勝手な姿勢は許されず、私語も禁止されていることから窮屈なので、ブラジルのほうが家族も近くにいることから更生の可能性も高い、というものでした。私はこれについて絶対反対との意見を述べました。刑務所はどここの国でも居心地の良いところではないはずですが、ブラジルの刑務所は定員オーバーで暴動も頻繁に起きるし、派閥に分かれて対立したり、どちらかに属しないと、生命の危険さえもあります。条約が発効した際にブラジル政府当局者に見解を聞いたところ、一〇〇人もいるのであれば、一人一人のケースを審査するが、場合によってはチャーター便を出すことも辞さない、というような話でしたが、政権が代わり、国家財政が破綻状態となったので、そのようなことは望めなくなっています。ちなみに、ブラジルでは日本国籍の受刑者は一人もいません。ブラジル国籍の日系人はいますが、少数です。

最後に申し上げたいことは、日系ブラジル人とその配偶者が日本に就労し始めてから三〇年になります。上記にも述べたように、二〇〇七年にはブラジル人の中でも三〇万人以上が日本に住んでいました。そのほかに両国を往復した日系人の数は、五〇万人とも六〇万人とも推測されます。これだけの人数が日本に居住し、就労し、祖先の国を知ることが出来たことの意味は大きいと思います。これらの人々が両国を結ぶ固い人的絆となつていきます。また、このたび日本とブラジルにおける大学生の人数に関する調査を行っていますが、両国の最高学府の在籍者や卒業生を合わせると、数百人にのぼることが推測されます。同じ時期のブラジルにおける大学生の数が一桁であったことを考えると、五〇年、一〇〇年後の日本において、現在のブラジル社会における日系人がそうであるように、日本においても日系人がかなりの地位を占めていることも想像できます。すでにビジネスや学界では若干の日系ブラジル人の活躍が確認されており、頼もしく思われます。

ブラジル日系社会は、代表的な諸団体を通じて、日本政府に対して日系人の範疇をこれまでの二世、三世から四世、あるいはそれ以降の世代にも広げる措置を繰り返し要請して参りました。最近の総理大臣の国会答弁や若干の国会議員の発言から日本政府がその検討を具体的に行っていることがうかがわれます。その早期の実現を願って止みません。

ご清聴ありがとうございました。